

【法令遵守責任者の役割と責務に関する規程】

法人名：Himawari 国際株式会社

1. 設置と基本責務

当法人の代表取締役(徐 偉)は、法令遵守に関する法人全体の統括責任者(法令遵守責任者)を兼務する。法令遵守責任者は、児童福祉法及び関係法令を遵守した適正な事業運営を実現するため、法人全体の業務管理体制を確立・維持し、法令遵守の徹底を図る最終的な責任を負う。

2. 法令遵守体制の確立・維持に関する役割

法令等遵守の基本方針、行動規範、倫理規定などを策定し、全役職員に周知徹底を図る。また、各事業所の管理者、サービス管理責任者等と連携し、法令遵守体制が事業規模や組織形態に見合った合理的なものであるかを検証し、必要な組織体制および内部規程(マニュアル)を整備・改訂する。

法令改正、行政からの通知、指導監査情報など、法令遵守に関連する最新情報を一元的に管理し、必要な情報を遅滞なく関係部門および全職員へ周知する体制を統括する。

3. モニタリング・監査と是正に関する役割

年1回以上の自己点検、および必要に応じた内部監査の実施を指示する。給付費請求の適正性を含む業務執行全般をモニタリングする。各事業所の管理者、および委員会の活動状況(感染症対策、虐待防止等)に関する定期的な報告を徴収し、法令遵守状況を把握する。内部点検、第三者評価、行政指導等により法令等違反のおそれや不備が判明した場合、速やかに是正計画の策定を命じ、その実行を監督する。利用者等からの苦情や、職員からの法令違反の疑いに関する通報(内部通報)を直接受け、事実関係の調査を指示し、再発防止策を決定する。

4. 職員教育に関する役割

法令遵守及び倫理意識向上のため、全職員を対象とした定期研修(虐待防止、身体拘束、個人情報保護等)が効果的に実施されているかを監督する。

5. 関係機関への対応

行政機関による指導監査や調査に対して、法人を代表して誠実かつ正確に対応する。必要に応じ、改善策を策定し、全職員に周知する。

本指針は、令和7年1月1日より施行する。